

重要事項NO3

騒音振動防止対策

建設工事現場における騒音・振動防止対策

建設機械から発生する騒音振動を防止する対策として次のものがある。

- ①低騒音・低振動型の、工法、機種を極力採用する。
- ②現場内での機械の配置は極力民家側から離す。
- ③作業時間帯、作業工程を工夫して、騒音振動を発生させる継続時間や期間を極力短くし周辺住民の環境の保全に努める。
- ④遮音・防振施設を設置し騒音・振動を低減する。
- ⑤建設機械の運転は、不必要な高速運転や無駄なからふかしを避け、騒音・振動の発生を極力抑える施工・操作方法に留意する
- ⑥建設機械は日常定期の整備を適正に行い機械不良による騒音・振動の発生を抑える。

地球温暖化対策

地球温暖化対策の観点から、建設機械を使用する現場において、**二酸化炭素の排出量を削減するための留意点**としてはつぎのものがある。

- ①施工条件に適合した機種の建設機械を採用する。
- ②一般に大型機械の方が作業効率がよく燃料消費量が少なくて済むので二酸化炭素の発生量を削減するため出来るだけ大型の建設機械を採用する。
- ③低燃費・省エネ運転機構をもつ機種を採用する。
- ④建設機械の運転操作の適正化を図る。
(空ふかし、急ブレーキ、急旋回、過負荷運転などを避け省エネ運転を実行する。)
- ⑤建設機械の点検・整備を適正に行う。
(日常整備、点検を適正におこなって機械の性能を正常に保つことによりエネルギーロスを低減する。)

廃棄物の処理

- ① 廃棄物を排出した事業者は廃棄物の運搬、処理、処分を委託する場合、その種類、数量、性状、荷姿、収集運搬業者名、処理業者名、処分業者名、取扱業者名、取扱上の注意事項などを記載したマニフェストを交付しなければならない。
- ② 運搬・処理、処分終了後に運搬業者、処理業者、処分業者からそれぞれ運搬、処理、処分状況を記載したマニフェストの写しを受け取ることにより、排出業者は廃棄物の流れを自ら把握管理するとともに**廃棄物の処分まで確認**を行わなければならない。

建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)

建設リサイクル法では、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、アスファルト・コンクリート、木材の4つを特定建設資材と定め、分別解体及び再資源化の促進を義務付けている。

粉じん発生の防止対策

- ① 散水設備によって散水を行い粉じんの発生を押さる。
- ② 発生源を防塵カバーで覆い粉じんの発生を抑える。

水質汚濁防止対策

- ① 掘削にともなって発生した泥水は、バキュームカーで処理場に運搬して処理する
- ② 現場で脱水ろ過処理し放流する場合の水質は、p h, B O D、C O D、s sを基準以下にしてから放流する。